

諮詢書

佐市教委保幼第747号
平成29年1月18日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明様

佐賀市教育委員会

教育長 東島正明

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、
下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 諒問事項

事故防止等監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び保有個人情報の外部提供について

2 諒問理由

全国の教育・保育施設や認可外保育施設における子どもの死亡等の重大事故の発生防止を目的とし、国は、平成28年3月に「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」及び「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を通知している。

この中で、子どもの睡眠や水遊び、食事中等における事故防止や事故発生後の検証のための一例としてビデオ等の記録機器の活用が挙げられており、ビデオカメラや監視カメラの購入・設置に係る費用への補助制度も創設されている。

こうした状況を踏まえ、本市の公立保育所の施設内における保育事故等の発生抑止及び事故後の検証を目的として、事故防止等監視カメラを設置する。

3 所管課

保育幼稚園課

4 設置時期

平成29年2月中（予定）

5 監視カメラ等の概要

(1) 設置箇所、設置台数等

施設名（所在地）	撮影場所	設置箇所	設置機器	台数
川原保育所 (川原町4番44号)	0歳児室	0歳児室	監視カメラ ※SDカード内蔵	1台
若葉保育所 (日の出一丁目21番71号)	園庭	テラス軒下	監視カメラ ※SDカードなし	1台
		事務室	記録機器	1台
城東保育所 (東佐賀町4番20号)	0歳児室	0歳児室	監視カメラ ※SDカード内蔵	1台
成章保育所 (成章町5番21号)	0歳児室	0歳児室	監視カメラ ※SDカード内蔵	1台

(2) カメラ稼動時間及び保存方法

- 画像のみの撮影を常時行い、モニターは設置しない。
- 撮影データは、内蔵のSDカード（若葉保育所は、事務室内に設置する記録機器）に2週間保存する。
- 保存後2週間を経過した記録データは、新しい記録データを順次上書き保存することで、完全消去する。
- 事故等が生じた場合は、パソコン等に記録データを移行・保存し、事故検証用の資料として利用する。

(3) 掲示

- カメラ設置場所に「カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

6 記録データの取り扱い

- 「佐賀市立保育所事故防止等監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- 記録データの取り扱いは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが行う。

7 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市立保育所事故防止等監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づ

く検査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐賀市立保育所事故防止等監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市立保育所の保育室等における事故等の発生を抑止し、保育所利用者の安全を図ること及び事故後の検証を目的として設置する事故防止等監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、次の施設に設置する。

- ・佐賀市立川原保育所（佐賀市川原町4番44号）
- ・佐賀市立若葉保育所（佐賀市日の出一丁目21番71号）
- ・佐賀市立城東保育所（佐賀市東佐賀町4番20号）
- ・佐賀市立成章保育所（佐賀市成章町5番21号）

2 監視カメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、各施設の所長とする。
- 3 取扱者は、各施設職員の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データの取り扱い)

第4条 記録データは、内蔵のSDカード（若葉保育所にあっては、事務室内に設置する記録機器）に2週間保存する。

- 2 保存後2週間を経過した記録データは、新しい記録データを順次上書き保存することで、古いデータを完全消去する。
- 3 事故等が生じた場合は、パソコン等に記録データを移行・保存し、事故検証用の資料に利用する。
- 4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(記録データの提供等の制限)

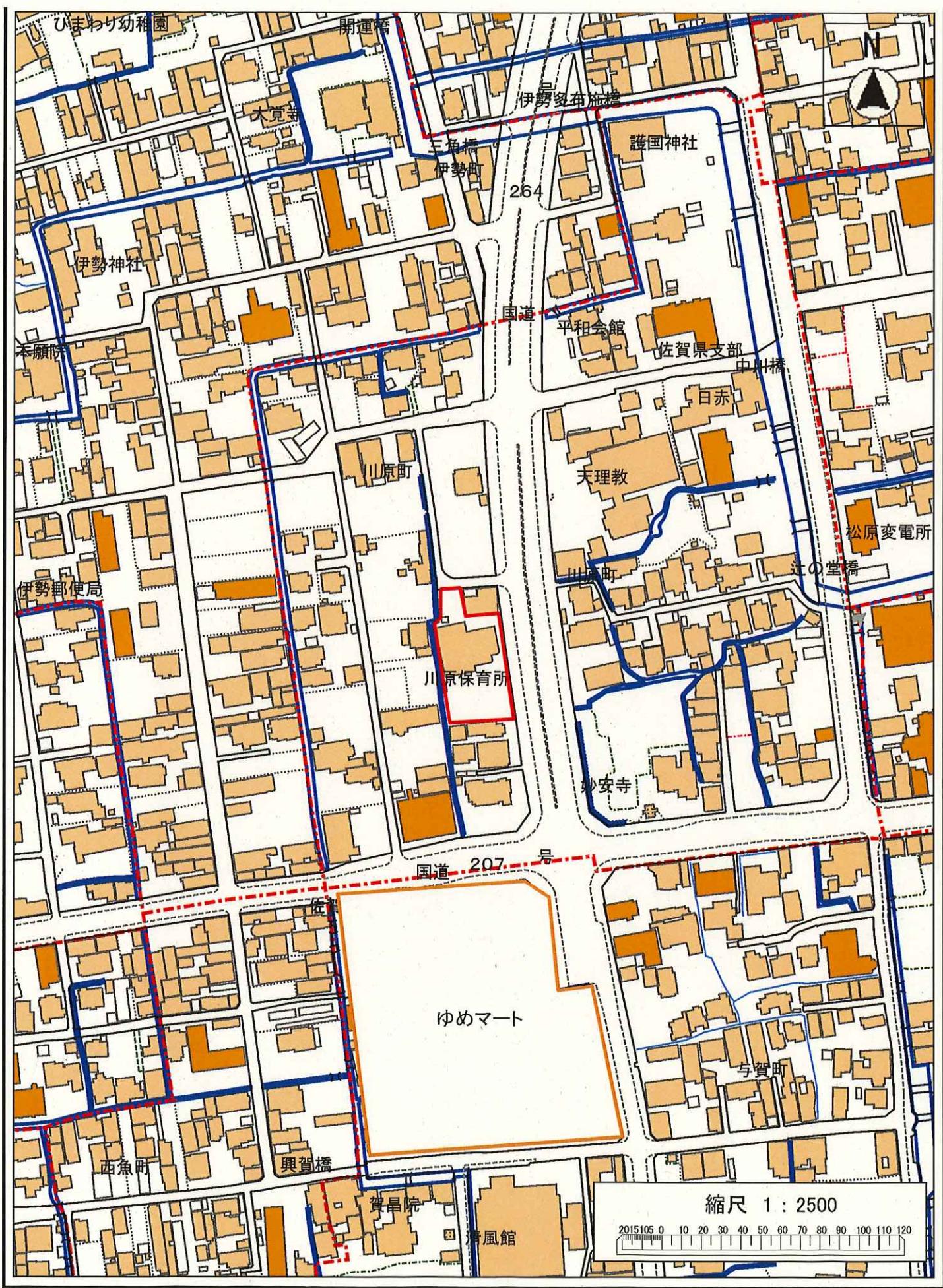
第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

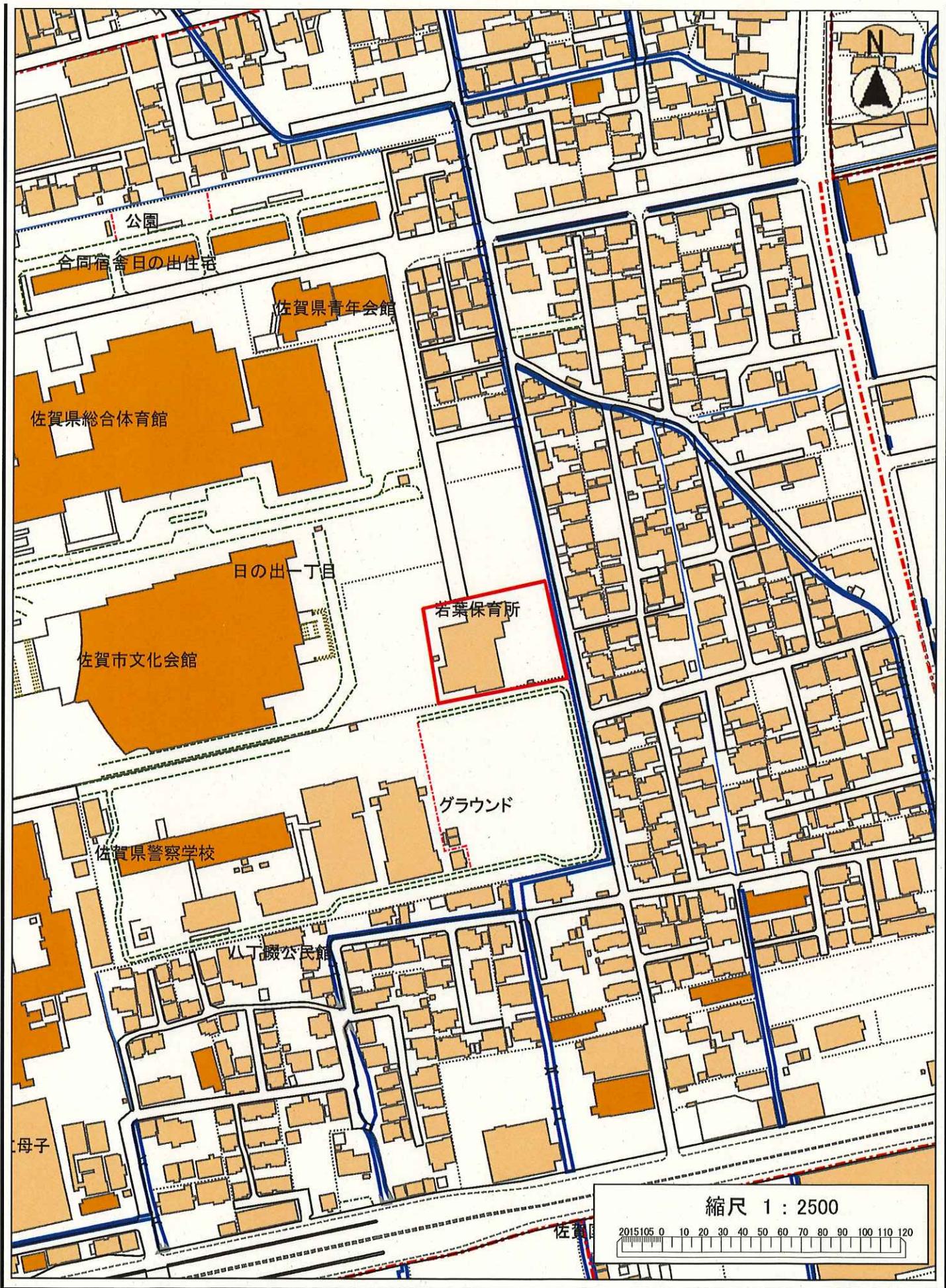
(委任)

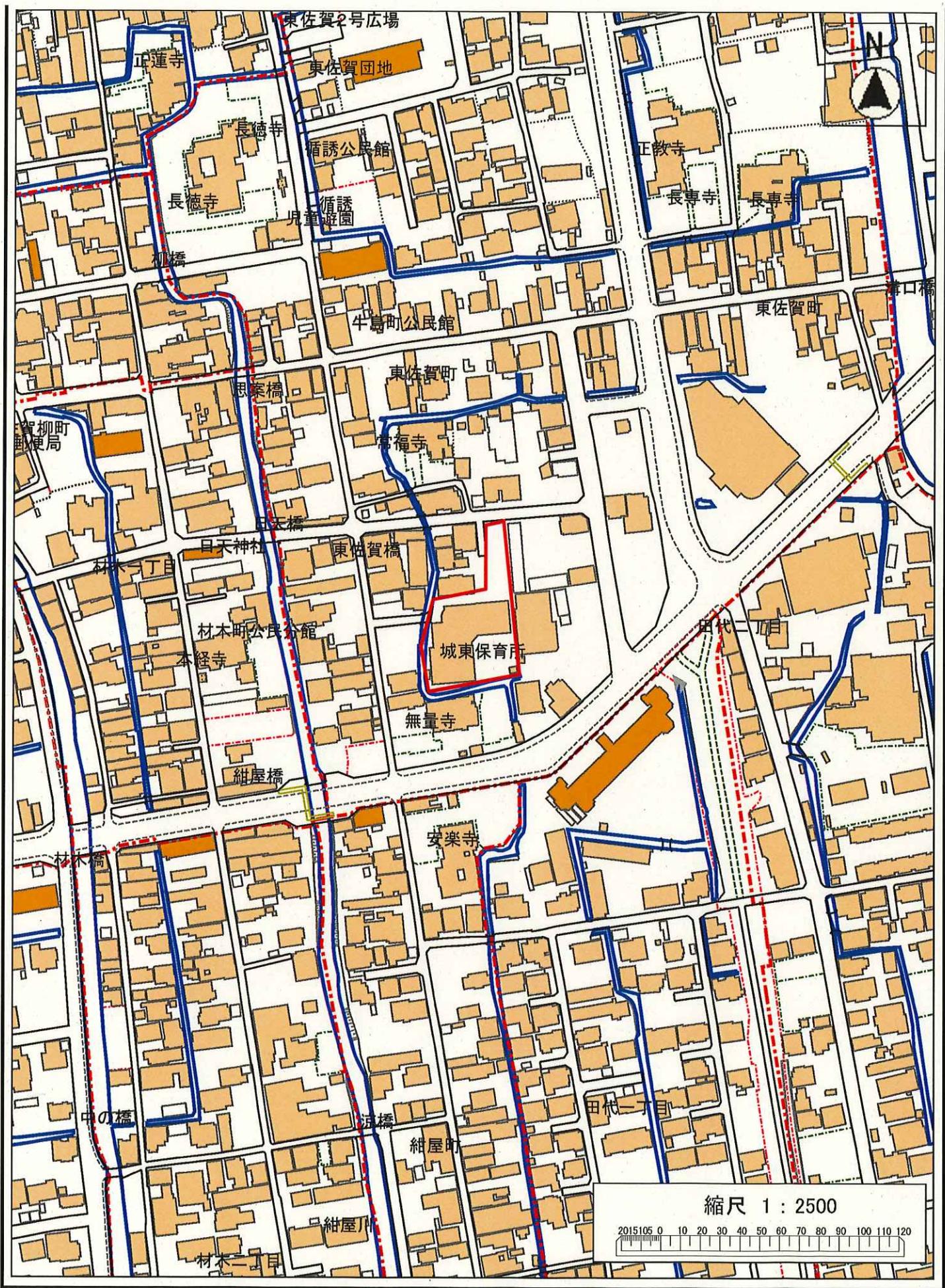
第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

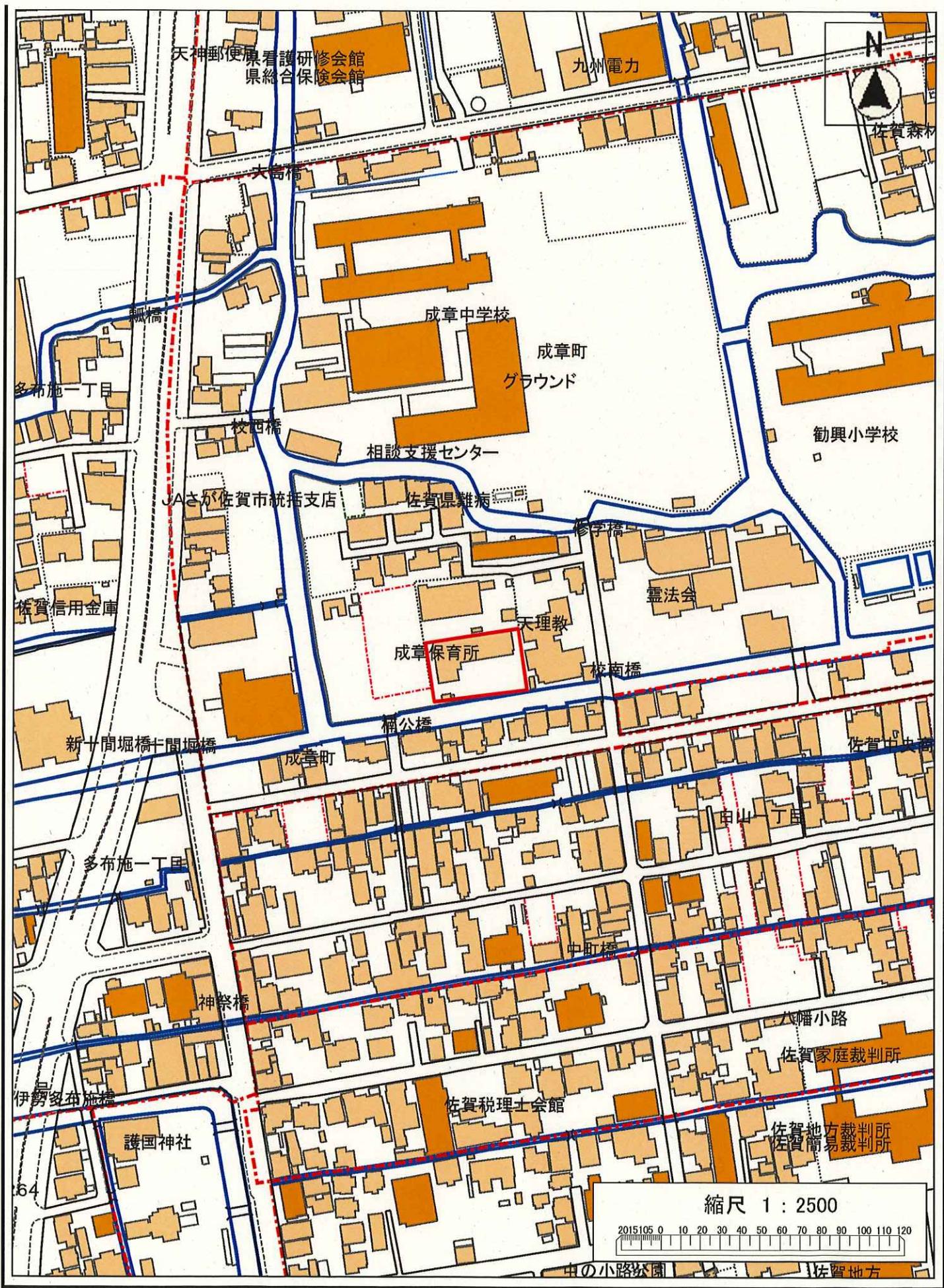
附則

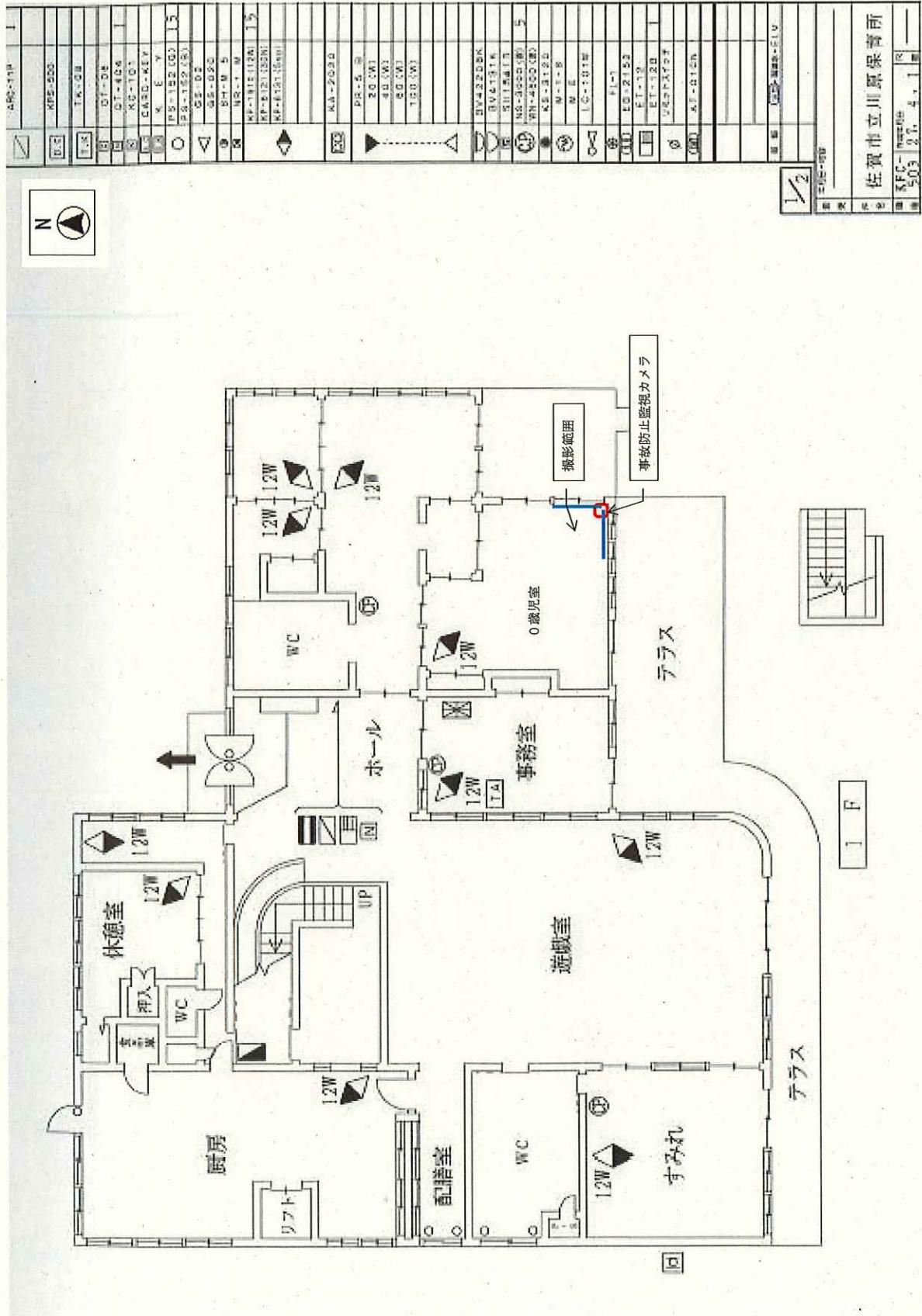
この基準は平成29年 月 日から実施する。

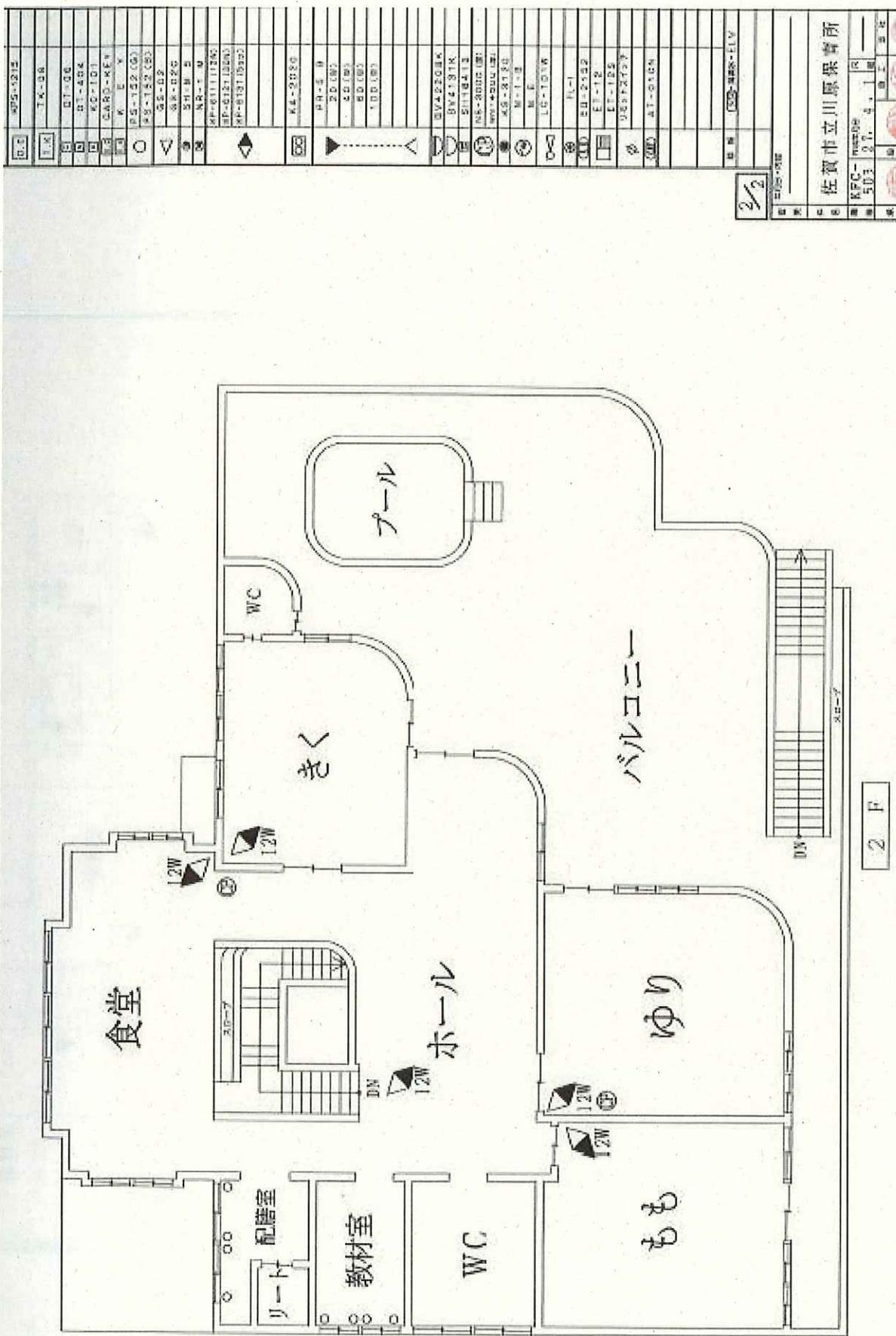


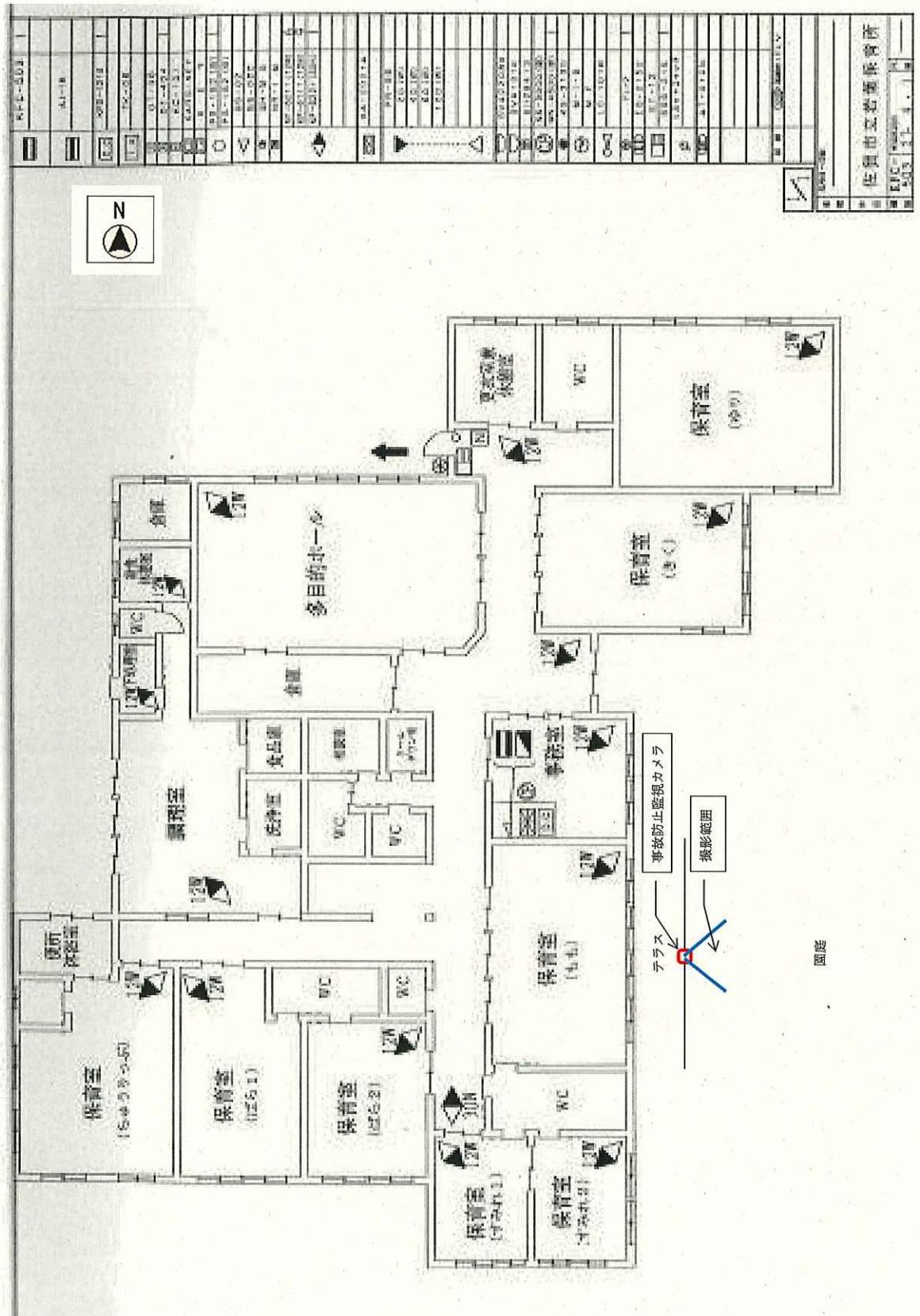


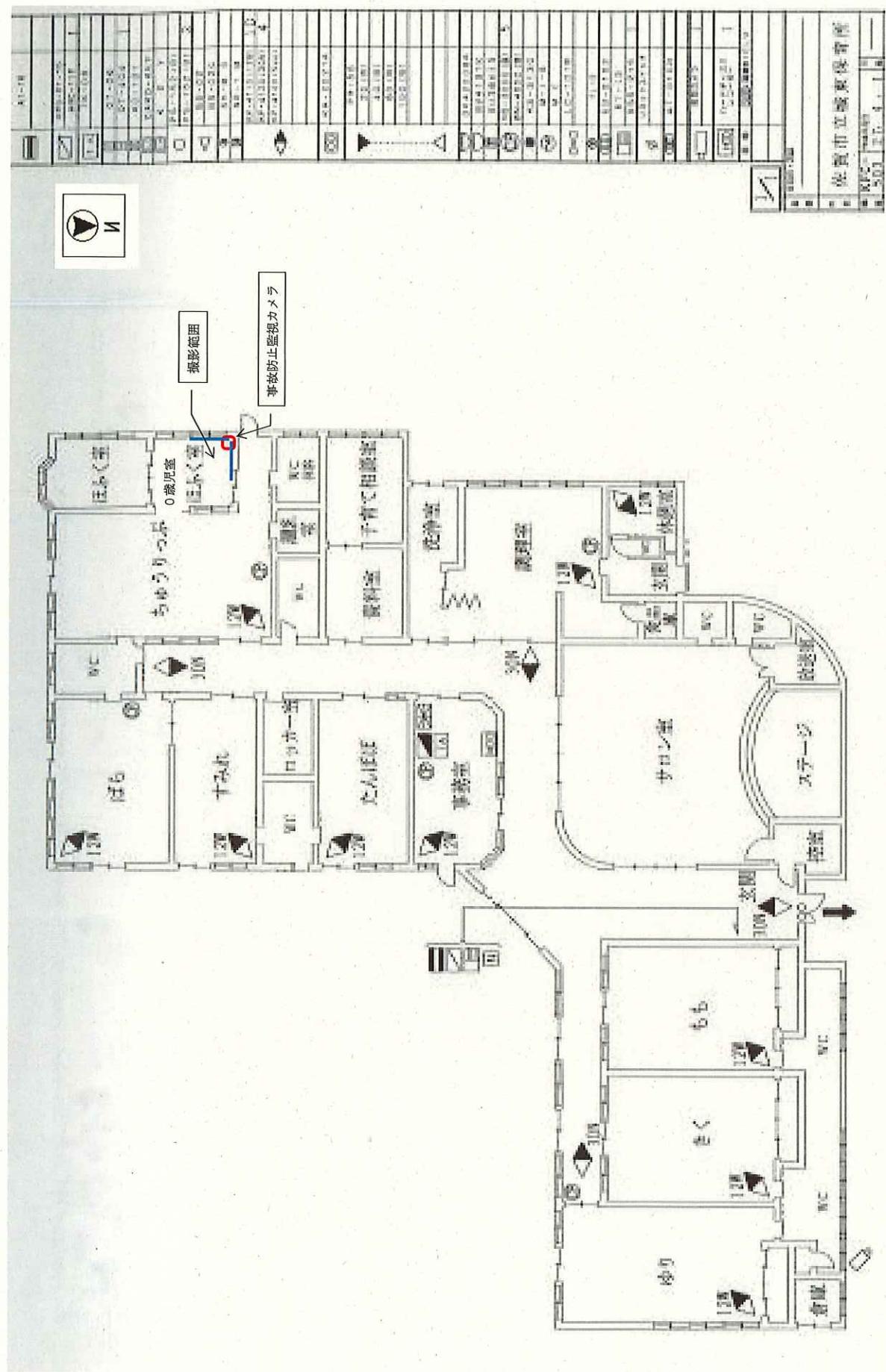


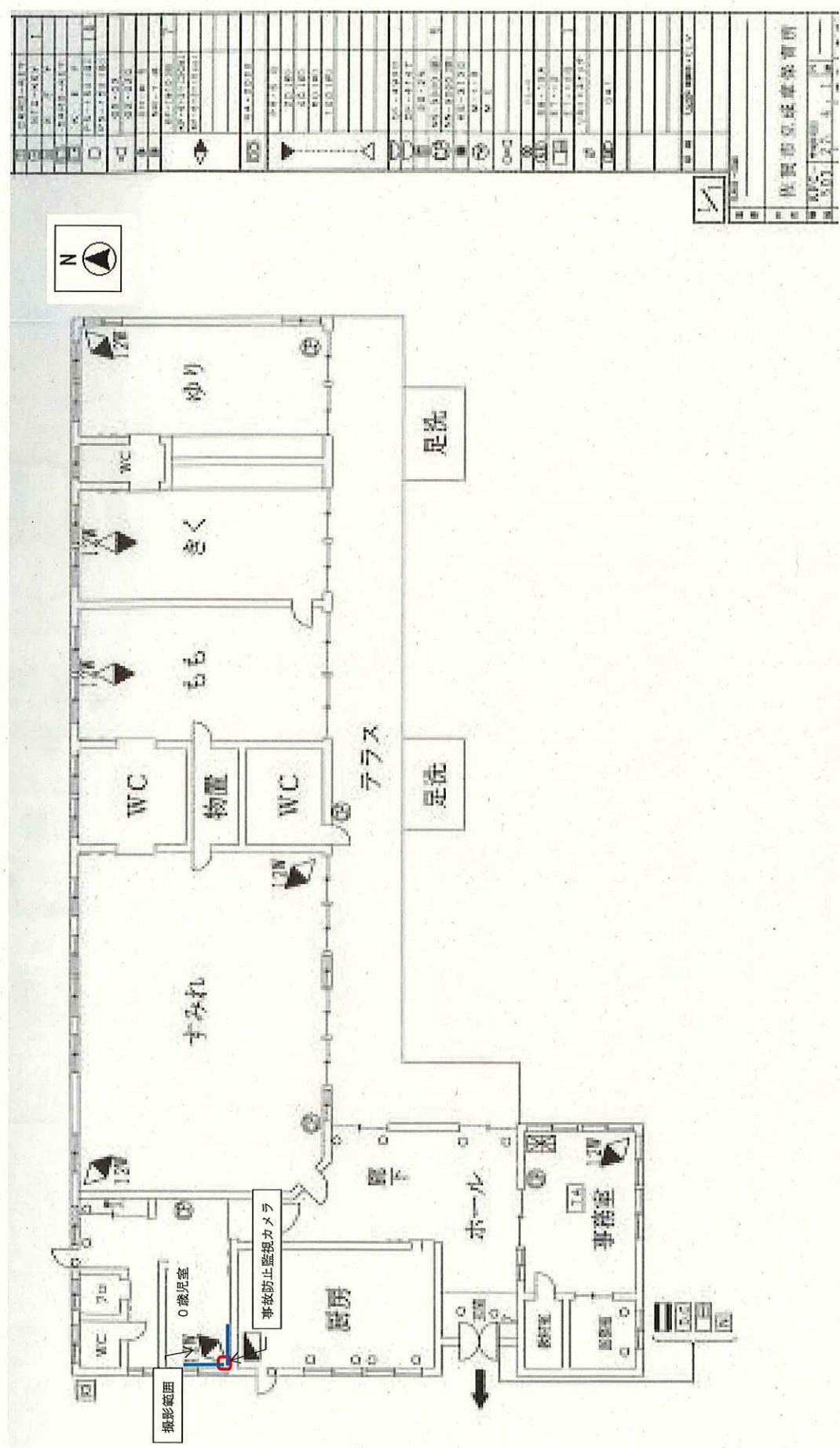












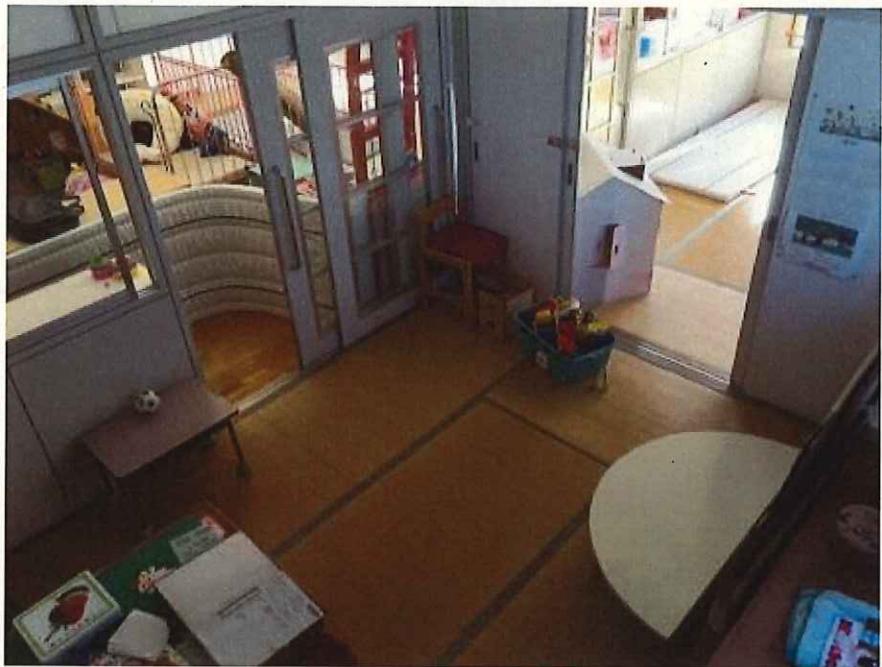
川原保育所：撮影イメージ



若葉保育所：撮影イメージ



城東保育所：撮影イメージ



成章保育所：撮影イメージ

